

静岡市都市公園条例の一部改正について

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3公園施設を管理する場合の表を次のように改める。

3 公園施設を管理する場合

区分	単位	使用料
(1) 駿府城公園売店	1月につき	81,080円
(2) 駿府城公園東御門橋乗船場	1月につき	9,830円
(3) 駿府城公園北御門橋乗船場	1月につき	24,400円
(4) 駿府城公園坤櫓乗船場	1月につき	11,360円
(5) 大浜公園脱衣預り所	1開催期間につき	182,620円
(6) その他	1平方メートル1日につき	154円

別表第2の4公園を占有する場合（2）法第7条第1項各号（同項第6号を除く。）及び法第7条第2項に規定するもの（消費税法施行令第8条に規定する駐車場その他の施設を除く。）の表を次のように改める。

（2）法第7条第1項各号（同項第6号を除く。）及び法第7条第2項に規定するもの（消費税法施行令第8条に規定する駐車場その他の施設を除く。）

区分	単位	使用料
ア 電柱、標識その他これらに類するもの	1本1年につき	820円
イ 電話柱（電柱であるものを除く。）	1本1年につき	740円
ウ 共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	7円
エ 公衆電話所	1個1年につき	1,500円

オ	ガス管、外径が0.4メートル未満のもの 工業用水の	1メートル1年につき	180円
	道管、下水 道管、地下	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき
	ケーブル 等	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき
カ	その他の占用物件	1平方メートル1月につき	30円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。